

# 時代の変化を踏まえた業種区分の点検について

資料1

➤ 建設工事は、多種多様な専門的技術の組み合わせにより行われており、それぞれ施工技術上の特性が異なるため、対応した資格等を有する技術者が施工にあたる必要がある。そのため、それぞれの専門的技術分野において建設業を営む者の資質の向上、施工能力の確保が必要であることから、業種別許可制度が採用されており、業種区分の果たす役割は大きい。

➤ 業種区分に関するこれまでの経緯は次のとおり。

○昭和24年の建設業法制定時には、登録制度のもと、22の業種が設定されていた。

また、昭和36年には、土木一式工事、建築一式工事の追加等の改正により26の業種が設定された。

○しかしながら、主として請け負う建設工事に関し、一定期間の実務経験を有する技術者が一人いれば登録を受けることができ、登録後は主として請け負う建設工事に限らず、いかなる建設工事でも請け負うことができることとなっていたため、実際に施工能力や資力信用のない業者にまで営業を認める結果となり、粗雑粗漏工事、公衆災害、労働災害等の多発を招いている状況にあった。

○このため、施工能力のある業者に営業を認めるために、工事の種類に応じて業種を定め、業種別に許可を与えることが必要となり、昭和46年に許可制度を採用するとともに、施工技術の相違や取引慣行、業界の実態等を勘案し、28の業種が設定された。

○また、これにより、工事の具体的な施工を行う専門事業者の専門化を促進してその施工能力の向上を図るとともに、その地位の安定、確立を図ることとした。

○その後、何度か業種区分の見直しが検討されたが改正に至らず、業種ごとの建設工事の内容を定める告示等の機動的な改正により、実態に整合させる等を行ってきた。

# 時代の変化を踏まえた業種区分の点検について

- 業種の細分化・統合化は一般的に次のようなメリット・デメリットがある。

見直しの方向	メリット	デメリット
業種の細分化	<ul style="list-style-type: none"><li>○建設技術の高度化、専門化に対応</li><li>○業種に対応する試験制度を創設することで、施工に必要な知識や技術の担保が可能</li><li>○当該建設工事の実績を有していない建設企業の排除(不良不適格業者の排除)</li><li>○業種に対する責任感や誇りが向上</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○建設企業によっては受注できない建設工事が発生</li><li>○業種の数の増加による建設企業及び許可行政庁の負担の増大</li><li>○施工管理が複雑化</li><li>○重層下請け構造を促進させる恐れ</li></ul>
業種の統合化	<ul style="list-style-type: none"><li>○建設工事の総合的な管理が可能</li><li>○建設工事の責任の所在が明確化</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○当該建設工事の実績を有していない建設企業が参入する恐れ(適正な施工が確保されない恐れ)</li><li>○業種に対する責任感や誇りが低下する恐れ</li></ul>

# 時代の変化を踏まえた業種区分の点検について

- 業種区分の点検にあたっては、建設業界の意見を聴取し、総合的に検討する必要があるが、次のような視点から点検を行ってはどうか。

## 業種区分の点検の視点(案)

### <基本的な視点>

- 当該工事に必要な技術の専門性(他業種との差別化状況)
- 当該工事に必要な技術の補完性(他業種との共通性)

### <外形的なデータからの視点>

- 業種別の(若しくは予想される)許可業者数、完成工事量、またその動向
- 業種別の(若しくは予想される)他業種の許可との重複状況

### <考慮すべき視点>

- 当該工事の施工場所、施工時期(工程)の共通性
- 元請となることが多い業種、下請となることが多い業種を区分しての検証
- 当該工事の独立性に関する発注者、建設業界等の認識などの取引の実態
- 民間発注者場合によっては個人が活用することを意識した業種区分のあり方
- 関連する法令等の新設など社会的ニーズの発生状況
- 関連業界の実態